

一般事業主行動計画策定・変更届

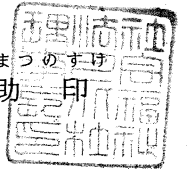
届出年月日 令和2年3月31日

都道府県労働局長 殿



(ふりがな) しゃかいふくしほうじんほくと
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人北杜

(ふりがな) りじちよう なかいずみ まつのすけ
(法人の場合) 代表者の氏名 理事長 中泉松之助 印



主たる事業 社会福祉

住 所 〒010-0146
秋田市下新城中野字街道端西 11-1

電 話 番 号 018-873-7801

一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 162 人 (うち有期契約労働者 54 人)
 - 〔 男性労働者の数 60 人
 - 〔 女性労働者の数 102 人
2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 平成・令和2年3月30日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間
平成・令和2年4月1日 ~ 平成・令和5年3月31日
5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・令和2年4月1日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用(両立支援のひろば・自社のホームページ)・その他
()
 - ② その他の公表方法
()
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
()
9. 次世代育成支援対策の内容(第二面・第三面に記載すること)
10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定)の申請をする予定 (有・無・未定)
11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)の申請をする予定 (有・無・未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	総務課
(ふりがな) 担当者の氏名	かがやめぐみ 加賀谷恵

社会福祉法人北杜 行動計画

職員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、また、男女がともに活躍できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：子育てサークルを発足させ意見交換の場を設ける。

<対策>

- 令和2年4月～ 職場において平等に配慮され、仕事と家庭が両立できるような環境づくりの話し合いを行う。職場と改善等の意見交換をする。
- 令和3年～ 環境づくりの改善を実施する。

目標2：年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ リフレッシュ休暇(3日連続取得)の導入を周知
3ヶ月単位で職員から希望を聞く

目標3：子連れ出勤を奨励する。

<対策>

- 令和2年4月～ 子供を安全かつ健康に育てることができる環境を整える準備をする。
子連れ出勤をした職員やその子供に安全上、健康上の問題が起きないようにする。

目標4：男性の育児休業取得を促進する。

<対策>

- 令和2年4月～ 男性も育児休業を取得できることを法人全体に周知する。
対象職員を把握した場合は、制度の説明を行い、取得しやすい環境づくりを整える。

令和2年4月1日付